

アグリゲート産地輸出促進協議会  
会長 岩藤 健二 殿

農林水産大臣 齋藤 健



平成 30 年度農山漁村 6 次産業化対策事業補助金の交付決定について(食品  
流通合理化・新流通確立事業(流通合理化・新流通確立推進事業)(通知)

平成 30 年 4 月 20 日付けで申請のあった平成 30 年度農山漁村 6 次産業化対策事業補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、適正化法第 8 条の規定に基づき通知する。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、平成 30 年 4 月 20 日付けで申請(以下「申請書」という。)のあった平成 30 年度農山漁村 6 次産業化対策事業とし、その内容は申請書の事業の内容欄記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金 19,973,130 円
補助金の額	金 19,971,000 円
- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分欄に記載のとおりとする。
- 4 補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額と配分経費に対応する補助金の額(変更された場合は変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。